

令和6年 第6回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和6年6月25日(火) 午後1時30分～午後3時03分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 須藤 克美	5番 宮口 太郎	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	9番 神宮 俊夫	10番 戸塚 勉
	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一	13番 田中 正明
	14番 中山 範雄	15番 金井 亮	16番 伏田 再子
	17番 丸山 征二		

4 欠席委員 (1人)

8番 眞砂 幸光

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 恭義 庶務兼農業振興係長 新井 雅彦

農地係長 眞下 貴光 農地係 中嶋 圭

農業振興係 大河原健斗

会議の概要

議長 ただいまから令和6年第6回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

本日の総会開催にあたり、8番眞砂幸光委員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、5番宮口太郎委員・13番田中正明委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 令和6年5月27日開催の第5回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係1件、農地法第5条関係17件につきましては、令和6年6月17日付で許可書を交付しました。

令和6年度全国農業委員会会長大会が5月29日に東京都文京区の文京シビックホールで開催され、丸山会長が出席されました。

群馬県農業会議の第3回常設審議委員会が6月17日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。

また、令和6年第2回安中市議会定例会が6月10日から6月24日の間開催され、一覧のとおり報告が6件、承認が2件、議案5件、請願が1件提出され、議案の全てが採択、請願については継続審議が可決されました。

報告は以上となります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年6月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから3ページ記載の12件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第1号、農地法第3条の11番です。これは宅地、農地を買い

取り、農業をするということで、農業を始めるといふことで問題ないかと思われます。よろしくお願いいたします。

議 長 6 番。

6 番委員 6 番です。議案第 1 号、第 3 条関係の 6 番、受け人の方は隣接地で大量のサクランボ、ブルーベリーを栽培しております。渡し人の方は、今まで牧草を作っていましたけれども、〇〇を〇〇といふことで、こゝういふ状況になりました。全て農地はきれいに管理されておりますので、特段の問題はないと思ひます。ご審議の参考によろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の 5 番です。この土地は、〇〇、県道沿いの道で、周りが住宅に囲まれた農地なのですけれども、受け人が長年借りて自家用の野菜等を作っていた土地で、それを買い取るよゝうな形で、特に問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。1 号議案、第 3 条関係の 1 2 番ですが、これは市外の〇〇の〇〇歳で非常に若い方が申請しています。それで畑と田といふことでありますので、畑のほうについては草刈りなどして、直ちに耕作できるよゝうな状態になっております。また、田については、長年耕作されていないので、そのままになっていて、非常に手入れをしなければ出来ないとよゝうな状態でございます。それで申請者が〇〇歳といふ若さでありますので問題はないのですが、〇〇から 3 5 分から 4 0 分かけて耕作、大変だと思ひますが、特に問題はないのではなから。また、軽トラックあるいはトラクターを購入してやるといふことで、非常に頑張るよゝうな状態でありますので、特に問題はないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかに。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条のうちの 4 番と 7 番と 8 番、3 か所です。それで 4 番ですが、県道の南側、ちょっと上ったところの斜面になるのですが、この場所は、県道とこの申請地の間、既にアプローチの両側、営農型の太陽光施設できておりますが、このアプローチ、以前道がガタガタだったので

すが、どうやら見に行ったらきれいになっておりまして、要するにほかの場所の支障になるような箇所ではないと判断しました。4番です。

それと、あと7番ですが、これは割と近くなのですが、反対側の斜面、大分奥まったところですが、アプローチがだんだん道が細くなりまして、どういうふうに資材を運搬していくのかちょっと分からないのですが、かなり狭い場所なので、それとあと、実際現況はシノとか、要するに以前畑だったので、全くと鬱蒼としていまして、樹木も境界付近がかなりありまして、伐採、それと伐開ですか、これが必要なと思っております。ですから、作業状況、狭いところなので、私も注意してその後見ていきたいと思うのですが、そういうようなところで、場所としては問題ないところと考えております。

それと、8番。〇〇で、道のところに面したところで、特に周りの農地との支障はないというところで、特に問題ないと思っております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第1号、農地法第3条関係の1番と3番です。

まず、1番からなのですが、この申請の受け人は、昨年9月と10月にこの地区にあります自己住宅用地に隣接する土地について、農作業用地として取得の申請をして、許可を受けております。今回の申請も既成所有地となる土地に隣接する農地についてを中心にして、申請が出されております。受け人本人は、農作業用地が隣接していることが理想だという強いこだわりを持っております。一部は趣旨に沿わない取得場所もありますけれども、作業効率とか管理面で考えてみますと、そんなこだわり方に納得できる場所があります。今回、取得する農地につきましても、今までの実績、また農機の確保状況から見て積極・効率的に利用できるものと考えております。どうぞよろしく願いいたします。それから、3番ですが、受け人は〇〇による〇〇の生産、販売をしている農業法人です。事業の特性から日本人が集まりづらく、外国人の技能実習生が業務の主体となっている状況です。実習生は非常に滞在期間が短いということで、責任ある職務に就かせるという状況に至っていないのが現状です。そうした中におきまして、外国人の能力に少しでも役立てるためということで、農地利用を利用した実践体験の場を確保したいということで、今回の申請がありましたと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請で 2 番になります。これは令和 3 年度に許可が出まして、営農型太陽光を実際にもうしております。やっておる状況を見ても全然問題ないと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

議 長 事務局。

事務局 そうすれば、8 番委員が欠席のため、事務局のほうで代読させていただきます。議案第 1 号、農地法第 3 条の 9 番、10 番です。

まず、9 番、〇〇ですが、譲受人、〇〇氏、〇〇が宅地、店舗隣接地の田を譲り受けるもので、問題なし。譲り受け後の耕作も問題なしと思われま。

次に、10 番、〇〇ですが、譲受人である〇〇の〇〇氏が、譲渡人の〇〇氏宅手前、道路と道路の間の Y 字土地を譲り受けるものです。土地所有者〇〇氏は、〇〇には居住しておらず、家も近所の者が管理している現状であり、致し方ないと考えま。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思いま。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番から 4 番の 4 件、2 班に 5 番から 8 番の 4 件、3 班に 9 番から 12 番の 4 件、以上合計 12 件を付託しま。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題としま。

本案について事務局の説明を求めま。

事務局 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いま。

令和6年6月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書4ページ記載の4件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

11番。

11番委員 11番です。農地法第4条の1番ですが、住宅・庭用地ということで、当初から住宅用地として、住宅用地・庭として利用していたのですが、未転用だということが判明したので、是正したいということで、3種で特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法第4条の4番です。これは住宅に入る道路用地ということで、始末書添付になっておりますので、問題ないかと思えます。

議長 事務局。

事務局 議案第2号、農地法第4条の2番、3番です。

まず、2番、〇〇ほか6筆ですが、こちら〇〇の駐車場として利用している土地で、〇〇脇にございます。〇〇市設置の〇〇隣接地に当たります。転用許可を受けずに露天駐車場用地として利用しておりました。始末書が添付されております。2種農地です。

次に、3番、同じく〇〇ですが、こちらは〇〇の道路用地として転用許可を受けずに利用していたものになります。こちら始末書が添付されています。2種農地です。

2番、3番共に2種農地であります。〇〇を経過しました。今後、市街化傾向が見込まれる区域でもなく、問題ないと考えます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したい

と思います。なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番と3番の2件、3班に4番の1件を、以上合計4件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 6月21日に実施されました申請面積1,000平米以上及び営農型太陽光発電案件に係る5条申請6件の現地調査につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年6月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書5ページから6ページ記載の10件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

9番。

9番委員 9番です。議案第3号、農地法第5条の4番です。この土地は現在山林になっておりまして、特に周辺農地に問題はないと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の1番です。これは〇〇の〇〇と〇〇にあるそのおくりの土地であり、〇〇の駐車場ということで問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。

議長 11番。

11番委員 11番です。3号議案、5条関係の5番と9番です。

5番については、松井田町の〇〇100mぐらい手前の南側で、他の農地に対する影響はないと。3種ということで、問題はないと思います。

また、9番については、隣接する駐車場のためということで、また駐車場をまとめるということなのではないでしょうか、これも3種ということで、特に他の農地に影響もないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条の8番です。こちらは周辺が住宅地になっておりまして、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第3号、農地法第5条関係の3番です。これは3条で申請をした農業法人と同一法人であります。申請の理由に、原木となるナラの木の植林用地が必要となりますが、その一方で、また山林が必要な現象が出てきております。この法人は3か所の〇〇で自前の〇〇を製造しております。ところが、現状といたしまして原木伐採の作業員が集まりづらくなっておりまして、チップと申しますか、おがくずが集まりづらい現象が生じてきております。こういうところで、原木を植林する必要ということで、山林が必要になってきたということでございます。周辺の放棄地となっている土地が減少するためにも、土地の有効活用が必要かと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法第5条の規定による申請のうちの6番と7番です。先ほどの3条の7番ないし8番のところ、特に6番は〇〇同士の土地のやり取りで、ちょっと心配はしているという地元の話聞いたことがありますが、法的にこれがクリアされていれば、いずれにしても〇〇同士であっても、私は問題ないかなと思っておりますが、実際営農型発電ということで、ブルーベリーを6番、7番両方とも作付するというので、草まみれの中のブルーベリーにならないように、私自身、監視していきたいと思っております。以上です。

議 長 1番。

1 番委員 1 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定の申請、2 番になります。これは先ほど議案 1 号で農地法第 3 条の規定の申請がありました。同じく営農型太陽光発電事業を引き続き継続したいということですので、特に問題はないと思います。

以上です。

1 7 番委員 それでは、1 7 番から。議案第 3 号、農地法第 5 条の 1 0 番になります。こちらは土地分譲の予定なのですが、周辺は宅地化が進んだ地域でありまして、こちらは周辺農地への影響も少ないと考えられますので、審議の参考にお願いします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

お諮りします。議案第 3 号について、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番から 4 番の 4 件、2 班に 5 番から 7 番の 3 件、3 班に 8 番から 1 0 番の 3 件、以上合計 1 0 件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2 : 1 0)

(書類審査)

(再開午後 2 : 2 9)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 1 1 番と 1 2 番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 1 1 番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第 1 号 1 1 番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

1 1 番申請者 名前は〇〇です。今現在は、〇〇系の〇〇で働いている〇〇です。〇〇も〇〇、〇〇市内で働いている〇〇で、今は〇〇のほうに住んでいるのですが、家族で安中に移住する予定でして、安中からちょっと家族も〇〇に通ったり、自分も〇〇方面に通ったり、〇〇に通ったりということがあると思うので、安中は住みやすいなというところで安中が一番を選んで、あとはちょっと農家のほう、実は〇〇も自分も〇〇なのですが、農業にすごく興味があって、〇〇がちょっと農業をやりたいというところもあって、家族で少しずつ家庭菜園から始めるぐらいで農業をやってみたいなと思って、今回、農地付きの住宅を購入させてもらうことになっています。

最初は、育てやすい野菜から育てたいなとは思っているのですが、初心者なので、できれば周りの人にちょっと指導してもらいながら始めたいなとは思っています。

前の所有者さんから聞いたところでは、周りの近所の人に田んぼとか畑を耕してもらっているという話だったので、それを引き継いで、近所の人と一緒に教えてもらいながら、少しずつやっていきたいなとは思っています。でも、ちょっとまだ全然土の作り方とかも、野菜の作り方も、農機具の使い方とかもまるで初心者なので、やっぱり自分たち家族だけではとても難しいかなと思っているので、周りの人の協力を得てやっていきたいとは思っています。

以上です。

議長 説明が終わりました。

質問のある方お願いします。

6 番。

6 番委員 6 番です。大変今日は遠路ご苦労さまでございます。1 点、2 点ちょっとお伺いしたいことがありますので、よろしく願いいたします。

今、お話の中にありましたけれども、通勤農業ということで、行く行くは安中に移住ということですが、現在お年からいってまだお仕事が現役で、すぐには安中には永住ということには。

1 1 番申請者 いや、もう7 月末にはこっちに土地を譲ってもらう予定になっていて、秋ぐらいにはもうこっちに引っ越しする予定です。

6 番委員 そうですね。ここに何か地図の中にありますけれども、拠点は、〇〇は〇〇のほうから、遠い、通勤になるという事。

1 1 番申請者 通勤は安中から〇〇に。

6 番委員 安中から〇〇にね。

1 1 番申請者 はい。ちょうど道路が通るということを聞いて。

6 番委員 〇〇ね。

1 1 番申請者 はい。

6 番委員 なるほどね、見越して。

1 1 番申請者 すごく近くなるという話をちょっと聞いたので、安中がすごく便利になる地域で、安中に住んでいる人が、今が買いたというので聞いていたのです。そのうち多分すごく高くなるだろうから、安中だろうと。今がいいのではないかという話をちょっと聞いて、〇〇、〇〇に住むよりは、安中のほうがとても何か住みやすい地域なのだと伺ったので。

6 番委員 ありがとうございます。今までは〇〇さんということで、我々農業者から見ると、私も本当は〇〇になりたかったのですけれどもなかなか器がなくて、チャンスがなくて農業を始めて現状に至るわけでございますけれども、農業を今、興味を持ってもらうということは、農業情勢が大変厳しい中でありがたいなど。その中で安中市を選んでいただいたのはありがたいことだと思うのですけれども、お話の中で本当の素人さんで、近所の人作業に入ればいろいろ面倒見てくれる人がいればありがたいと思うのですけれども、非常に農作物作るのは、大勢の方、委員さんもプロの方がいますけれども、大変なことでございます。種植えて、土をかけておけばいい製品や物ができる、そういうことは到底考えられない。いろいろな途中の農作業があるわけでございますけれども、いろいろここに農作物を作りたいという願望はあるのですけれども、私的には安中市を永住の地に選んでいただいて、農業をしていただいて、いろいろ家庭菜園からその上のクラスのまた農業をしていただければありがたいと思いますので、ひとつ応援しますので、頑張ってくださいありがとうございます。以上です。

1 1 番申請者 ありがとうございます。

議 長 ほかにありますか。

1 6 番。

1 6 番委員 1 6 番です。今日はお疲れさまです。〇〇が農業をしたい、新規就農という、家庭菜園ではなく、本格的に新規就農ということでよろしいのですか。

1 1 番申請者 それがちょっと〇〇が〇〇で〇〇なのですけれども、自分もちょっと〇〇に住んでいたときに、〇〇市長さん、今の〇〇市長さんが〇〇の人たちを集めて、

みんなで農業をやっていたのを見ていたのですけれども、それがすごくすてきだなというのもある、自分の〇〇もそうなのですから、そういう行き場のない人たちとかも一緒に、何か食べ物とか土いじりをしてできるのが、将来的にそういう場所がつかれるといいなという希望もあってというのがあります。〇〇的には、農業がやりたいと〇〇は言っています。

16番委員 新規就農をするのであれば、ぜひJAの組合員になっていただいて、すぐ11月に新規就農の講習会がJAであります。もしそういう気持ちがあれば、そこに参加ということも、一緒に講習を受けられるということもありますし、そこでJAの営農課の方が主催で講習会開きますので、営農課の方からいろいろなアドバイスも得られますし、それから傍にJAグリーンもありますので必要なものも購入できるということですので、ぜひJAを利用されたらいいかなと思います。以上です。

11番申請者 ありがとうございます。

議長 ほかに。

委員 なし。

17番委員 なければ、17番から。どうも今日のご苦労さまで。今、16番委員からいろんなアドバイスがあったと思いますけれども、私もそれを言おうと思っていたのですが、先に言われてしまったのであれなのですから、せっかく我々が住む安中市を選定していただきまして、住所もこちらで居住されて、これから新規就農されるということで、〇〇もここに住むということですよ。

11番申請者 はい、そうです。

17番委員 それであればせっかくですので、今言われたようにJAさんの新規就農のプログラムもありますし、新規就農者を応援するいろんな制度がありますので、松井田庁舎のほうに農林課という農業の専門の部署がありますので、そちらに一度行っていただいて、もし行くのであれば連絡はしておきますので、いろんな制度を利用していただいて、先ほども最後のほうでも言われていた、みんなで集まってということになったら雇用も発生するという、具体的にね。

11番申請者 将来的にはそうですね。

17番委員 ぜひそういうことでやっていただければ、安中市農業委員会としても全面的にバックアップさせていただきたいと思いますので、頑張ってください。以上です。

11番申請者 ぜひ参加させていただきたいと思います。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。私もさっき〇〇がおられるということで、私自身、梅の出荷農家なのですが、〇〇事業ということで、もう既に5年前ぐらいから〇〇ですけれども、人たちが常時、常時って要するに収穫時期、それとか梅の選定作業、そういった作業を年間通じて、そうですね、延べ40日ぐらいですかね、飛び飛びですが使ってやっております。そういう〇〇事業ということも一つ頭の中にちょっと入れておいてもらいたいなと思ってアドバイスさせていただきます。以上です。

11番申請者 それが自分の理想です。ありがとうございます。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。どうもご苦労さまでした。

11番申請者 すみません。ありがとうございました。

(議案第1号11番案件申請者退出)

議 長 次に、議案第1号12番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号12番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

12番申請者 〇〇と申します。〇〇歳です。仕事は〇〇をしまして、会社を経営しております。今後、松井田で農業を始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回、休耕地、しばらく耕していない土地を購入する予定でして、まずはトラクター等で土地を耕して、軟らかくして、肥料を入れたりとかして、土壌を作りながら、今後は季節の野菜とかを計画的に効率よく作っていきたいと考えております。今、隣の土地を農業の拠点として利用して、休憩したり、軽く住めるようにして農作業の拠点としたいと思っております。

今、〇〇に住んでまして、車で三、四十分なのですけれども、通いで時間を確保して農作業をしたいと思っております。今後は、地元のJA碓氷安中さんの農業指導だったりとか栽培講習会に参加して、生産効率を上げたりとか、販路拡大の相談だったりとか行っていただけると助かりますので、よろしく願いいたします。

議 長 よろしいですか。

申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。どうもご苦労さまです。まず、年齢〇〇歳という若い年齢ですけれども、農業に対しては経験はありますか。

1 2 番申請者 小さい頃から家の隣で親とかおばあちゃんとか家庭菜園して育っていきまして、本格的に母の手伝いとかするようになったのは3年ぐらい前です。家の近く、〇〇なので、〇〇の近くに100坪ぐらいの小さな土地なのですが、ありまして、今耕作を少ししております。

1 1 番委員 〇〇から安中まで遠いですがけれども、ここまでは大体38分から40分、あるいは45分くらいかかると思うのですが。

1 2 番申請者 昼間混んでいる時間はそうですね。

1 1 番委員 大変遠いところから、その点については大丈夫ですか。

1 2 番申請者 大丈夫です。

1 1 番委員 それから、収入についてはどう考えていますか。

1 2 番申請者 今、〇〇をしているのですけれども、ある程度〇〇がありますので、その辺の〇〇とかの安定収入がありますので、時間も確保できると思います。

1 1 番委員 それから、住宅付き、宅地付きということで、将来的には宅地に住むというような考えなんかありますか。

1 2 番申請者 そうですね。セカンドハウスというか、農作業をする家として考えております。

1 1 番委員 住宅も良い住宅だから、見てきたらいいというか、住めるような、農機具を入れるようなあれだね。

1 2 番申請者 そうですね。物置とかもいっぱいあって。

1 1 番委員 大変住宅みたいなものは良い状態である。

1 2 番申請者 自分でも多少工事とか手直しできますので。

議 長 専門家だものね。

1 1 番委員 それから、田については見てきたのですか。

1 2 番申請者 はい、見てきました。

1 1 番委員 非常に長年作っていない。

1 2 番申請者 そうですね。

1 1 番委員 ええ、荒れている状態なのですが、それで道も非常に悪い中で、それどうお考

えになっていますか。

1 2 番申請者 まず、ちょっと道が細いので。

1 1 番委員 後で田として利用するつもりですか。

1 2 番申請者 田んぼでは水が確保できるかもちょっと心配なのですがけれども、まずは草刈りとか枝とか切って維持管理をしながら、将来的にはソバだったりとかちょっと穀物、そういったものを。

1 1 番委員 非常に湿地なのです。水はないのだけれども、湿地なのです。

1 2 番申請者 一応水路みたいなものはある。

1 1 番委員 もうほとんど田として作っているのは1軒はある。

1 2 番申請者 そうですね。一番奥にちょっと耕作されている方がいます。

1 1 番委員 上に〇〇ができてしまったのですね、これ。

1 2 番申請者 そうなのですか。ちょっと分からないです。

1 1 番委員 その関係で水が出なくなりました。

1 2 番申請者 そうなのですね。

1 1 番委員 今までちょっと幾らか上のほうには〇〇があったのだ。

1 2 番申請者 そうなのですね。

1 1 番委員 その関係であそこは、非常にくにやくにや、くにやくにやしている。

1 2 番申請者 ちょっと耕運機とかだと怖いところですね、狭くて。

1 1 番委員 作業するには非常に気をつけてやってください。

議 長 ほかにありますか。いいですか、班長。

1 7 番委員 では、17番から。どうもご苦労さまです。今、11番委員が現場をよく見えてきて、地元の委員さんなので細かい質問されたと思うのですがけれども、せっかく新規就労されるということなので、安中市で農業をしていただけるということは、農業委員会としても非常に喜ばしいことですので、ぜひ継続してやっていただきたいと思います。やりっ放しにならないように気をつけてやっていただきたいと思います。では、頑張ってください。

1 2 番申請者 ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

どうもご苦労さまでした。

(議案第1号12番案件申請者退出)

議 長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。
(休憩午後 2:49)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:49)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班の報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から4番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 3番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、5番から8番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、9番から12番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班

の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 3番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番と3番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、4番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から4番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示

したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 3番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、5番から7番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、8番から10番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和6年6月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書7ページ記載の1、利用権設定関係、議案書番

号1番から6番、2、利用権設定関係(一括方式)1番から2番の計8件です。
改定前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について、安中市長より下記のとおり提出されたので、審議願いたい。

令和6年6月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書8ページ記載の1件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

17番委員 では、17番から。これすごい筆数なのだけれども、この〇〇さんというのは安中市というか、現状のこの土地は、今どういうふうな状況になっているのですか。

事務局 〇〇さんのほうで牧草地になっています。

6番委員 先ほどの案件だと〇〇、あの一部取得が〇〇で、そのほかの〇〇した〇〇、その跡地です。だから現状は、〇〇です。

17番委員 では、〇〇さんは遠くから来ている。

事務局 もう〇〇としては隣接している感じですか。すぐ近くです。

6番委員 〇〇は〇〇してしまったのだよ。

17番委員 それそっくりということですか。

6番委員 そうです。牧草。

17番委員 この人だって〇〇の人ですよ。

6番委員 〇〇。

2番委員 最初が〇〇なの。だけれども、何だっけ、〇〇だっけ。

6番委員 上は〇〇なんだよ、〇〇は。

17番委員 そうなのだ。

6番委員 住宅はもともとは〇〇で、あそこは西にだんだん、だんだん追いやられて、そういうことで上のところへ〇〇へ移転したのだ。

近くで〇〇をやっているの、その〇〇が引き継いで、牧草地を全部。

17番委員 借り上げてくれたの。では、結果オーライなのだ。ここのうちがやってくれなきゃ、耕作放棄地になってしまうような所ですよ。よかったのだ。わかりました。

議長 ほかにありませんか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認されました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和6年第6回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 3時03分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和6年6月25日

安中市農業委員会会長

5 番委員

1 3 番委員